

「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築について

1 概要

令和元年度に実施した「ケース会議の取組」をもとに、出所後、何らかの生活支援が必要と認められる要支援者を矯正施設入所中に把握し、早期に地域の福祉関係機関が介入できる仕組みを全国に広めるため、国関係機関と地域の福祉関係機関との連携体制づくりについて、手引きやマニュアルなどの形にまとめ、国へ提案します。

（体制構築に必要な要素）

- ア．要支援対象者の抽出（スクリーニング）
- イ．社会に出る前段階での福祉的支援ニーズの把握（アセスメント）
- ウ．社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

2 体制づくりにおける諸条件

（1）支援対象者について

- ア．現に矯正施設等に入所・入院している者であること
- イ．厚生労働省所管の地域生活定着促進事業の対象者以外の者であること
- ウ．出所・出院後の社会復帰に当たり、地域の福祉関係機関等による何らかの日常生活上の支援を受けることが望ましいと思われる者であること

（2）支援内容について

- ア．支援は、支援対象者が矯正施設等へ入所・入院している時点から開始されること
- イ．支援対象者本人の社会復帰に向けたニーズに応じて、同行支援等、地域の支援機関や制度につなげるコーディネートが実施されること
- ウ．支援対象者本人の社会復帰に向けたニーズに応じて、地域の支援機関等による本人支援のためのネットワークが構築されること

「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援」の検討フロー

